



「特長ある商品づくり」

「商品ブランド認証制度」の推進

「商品ブランド認証制度」とは、消費・販売ニーズを捉えながら「安全・安心」を基本に、商品ごとに「鮮度」や「おいしさ」などを保証する基準を定め、その基準をクリアする農畜産物を「商品ブランド」として認証する制度です。

本制度により、生産者が「生産目標」を明確にすることにより、消費者への「品質の証」となることを目指しています。



宮崎県認証
みやざきブランド推進本部



商品ブランド認証例 完熟マンゴー「太陽のタマゴ」

■商品ブランド認証基準

- (1) 自然に落果するまで樹上で完熟させた、特に食味・外観の優れた果実
- (2) JA宮崎経済連が定める県統一基準を満たす果実
 - ・品位:「青秀」以上
 - ・階級:「2L」以上
 - ・糖度:「15度」以上
- (3) 出荷期間中に月2検体以上の残留農薬検査の実施等

多様な消費ニーズにお応えできる商品アイテム

商品ブランド認証制度では、それぞれの特長ごとにカテゴリーを設け、味や品質、鮮度のほか、健康に着目した商品などの開発を行っています。

こだわり認証								六次化認証	
個別基準	おいしさ	鮮度	オリジナリティ	出荷時期	環境貢献	健康	高品質花き	加工・業務用	輸出仕向け用